

固定資産税 ～こんなときは届出を～



固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金で、次の場合は、必ず届出をしてください。

○建物を新築・増築したとき

住宅などを新築・増築し、平成26年1月1日までに完成した場合は、平成26年度の固定資産税の対象となるため、届出をお願いします。

東秩父村税休日納付窓口の開設

下記のとおり東秩父村税の休日納付窓口を開設しますので、平日の納付が困難な方や納税について相談がある方はお気軽にご利用ください。

記

日時 12月14日(土)・15日(日)

午前9時～午後4時

場所 東秩父村役場 税務課内

問合せ 税務課 ☎82-1224

○建物を取り壊したとき

平成25年12月31日までに建物の一部または全部を取り壊した場合は、平成26年1月31日までに届出をお願いします。取り壊した建物については、平成26年度から固定資産税の対象外となりますが、届出がないと対象となることがあります。

問合せ 税務課 固定資産税担当

☎82-1224

村内の農産物等への放射性物質調査結果について

検査機関：一般財団法人 材料科学技術振興財団
 一般財団法人 新日本検定協会
 SK横浜分析センター
 埼玉県衛生研究所

平成25年4月1日以降検査

品目	採取日 結果判明日	放射性物質(ベクレル/キログラム)		
		セシウム 134	セシウム 137	セシウム 計
ハクサイ	10月21日	<5.16	<4.75	-
	10月24日			
原木 クリタケ	11月2日	10	22	32
	11月6日			
ヒラタケ	11月10日	<7.30	<6.80	-
	11月13日			
ナメコ	11月10日	<8.30	15	23.30
	11月13日	11	33	44
ダイコン	11月11日	<5.73	<6.12	-
	11月14日			
基準値(一般食品)				100

(注)「<0.0」とは、検査機器で測定できる検出限界値(3.94～9.0ベクレル/キログラム)未満であることを示します。

税に関する中学生の標語優秀作品

秩父税務署管内国税モニター会では、「税を考える週間」に合わせ、「税に関する中学生の標語」の募集を行いました。その結果、東秩父中学校の2名の方が優秀作品に選ばれました。受賞された皆さん、おめでとうございます。(敬称略)

東秩父村長賞

納税で 未来に残そう 広がる絆

東秩父中学校2年 富田 うらら

東秩父村教育長賞

納めよう 僕等も立派な 納税者

東秩父中学校2年 鈴木 裕斗